



# NEWS

Fukuoka Foreign Trade Association

福岡貿易会 会員広報誌

発行・編集／社団法人 福岡貿易会  
〒812-8505福岡市博多区博多駅前2-9-28  
福岡商工会議所ビル7階  
TEL.092-452-0707 FAX.092-452-0700  
E-mail: info@fukuoka-fta.or.jp

vol.5

## 福岡貿易会会員広報誌



### 九州経済産業局対談「アジアとの経済連携の深化」 インタビュー！ 谷 重男九州経済産業局長に聞く

#### CONTENTS

【対談】九州経済産業局長との対談 .....	1～2P
【TOPICS】中国 労働契約法について .....	3P
【セミナー報告】食品輸入セミナー・税関セミナー・ブラジル経済セミナー .....	4P
【報告】カナダ政府通商事務所との懇談会・第52回福貿会ゴルフコンペ .....	5P
平成20年度(社)福岡貿易会 年間スケジュール .....	6P
【会員メッセージ】 .....	裏表紙



## 九州経済産業局長との対談

### 並田会長

まず、現在、円高や原油高など色々大変な動きになってきていますが、九州経済の動向についてお話頂ければと思います。

### 谷 九州経済産業局長

昨年末ぐらまでは、自動車、船舶、鉄鋼など好調な輸出と全国を上回る高水準の設備投資を背景として、生産面が非常に伸びてきており、九州は元気という感じです。輸出先もアメリカに限らず、アジア、ヨーロッパなど多極化し、サプライサイドから見ると強い変動を示した一年だったと思います。

ここにきて色々な問題がでてきていますが、たとえば、原油高や原材料高、あるいはサブプライム・ローン問題のアメリカ経済、それに起因した世界経済の動向は要注意です。

対米ドルで円高が進むと、日本の地域の中でも非常に輸出比率の高い九州は、影響が大きいということは事実だと思います。

現場で輸出などに携わっておられる関係者の方々は大変なところがあると思いますが、最近の円高について強調しておきたいのは、ひとつはドル自体が持ち上げられており、円も対米ドルでの円高であり、決して対ユーロや対アジア通貨ではない。かつて1995年に瞬間的に70円台までになった円高がありますが、ああいう円高とは今は違うと思います。一方、貿易面でもアメリカ依存度というか、アメリカのシェアは相対的には落ちてきている。マクロ的にみると米ドル決済での直接の影響は、かつてほど高くない。かつての円高は大変厳しいものでしたが、日本経済、日本の企業は乗り切ってきたわけですから、そういう面では対米ドルの円高というのは克服できると思います。

ただ足下で、企業の業績とかに負の影響があるというところも否定はできないですけども、それは特に中小企業の関係者に対しましては、政府としても円高対策、中小企業対策を行いますし、そこはなんとか乗り切ってもらいたいと思います。

為替は、変動するものですが、いけないのは急激な変動で、それは大変だろうと思います。円高が進めば、原油高の値上がりを円高で相殺してくれるという面もあるので、経済というのは常に光と影というか、或いはプラスとマイナスという、そういう局面がありますので、そうした影や、マイナスの部分だけを過大に心配して心理的に取縮するというのは、実体経済にとっても一番マイナスですから、是非プラス面の方に目を向けていただきたいと思っています。



谷 重男 九州経済産業局長

この円高なり原油高なりは、もちろん大変な苦勞をされているところもありますので、ここは政府の対策をもとに凌いでいき、違う見方もあると思いますが、九州経済の強さの源泉になっている外需、設備投資というのをまだ継続できるものと私は強気に見ています。

### 並田会長

これまでも九州経済産業局の方では、様々な政策に取り組まれています。今後重点的に取り組まれる施策などを少し具体的にお聞かせください。

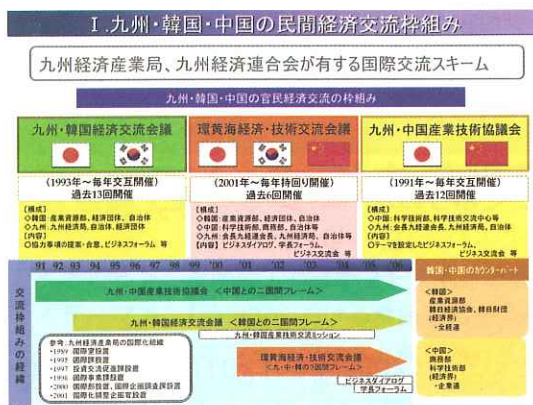
### 谷 九州経済産業局長

当局では、これまで、東アジア、特に中国、韓国との間での「環黄海経済・技術交流会議」、「九州・韓国経済交流会議」、「九州・中国産業技術協議会」等の国際交流スキームを中心として、九州の地理的な近接性を地域企業の国際競争力に活かしていくべく事業に取り組んできたところです。これは、九州経済産業局のみならず「民」の方も積極的に対応していただいています。

これからはこうした基本的な交流フレームワークの中で実践の方向というか、単なる交流ではなくて、具体的な経済連携の深化、そういうことに取り組んでいきたいと考えています。

さらにベトナム、インドについて研究会を立ち上げまして、特にベトナムについては先般研究会の成果をレポートにまとめて具体的な提言を行っています。内容は、経済交流のコアとなるような窓口、組織というのをこの九州に作り、ベトナム人材と九州企業とマッチングを行う事業などを提言しています。ベトナムの優秀な人材である留学生等も、是非九州の地で働いてもらって、或いは九州企業のベトナム進出にあたり、優秀な人材を採用できるようにマッチングする事業です。提言したばかりですが、できるだけはやく実践できるようにしたいと思っています。





**並田会長**

できればいわゆる中国華南地区との連携も視野に入れていただきたいと思います。華南地区の広州市は、ご承知のように福岡市と姉妹都市を提携して30年近くなりますが、今、華南地区には日本企業の進出がすごいですね。トヨタをはじめ、キャノン、松下、日産なども進出していますし、華南も有望じゃないかと思えます。特に香港マオカの連絡橋とか見たりしますとかなり発展する可能性があると思えます。ベトナムと華南地区は一体となっています。この辺が経済成長してきてくると、福岡はよりそれらの地域との関係が密接になると思えます。



並田 正一 福岡貿易会会長

**谷 九州経済産業局長**

そうですね。そういった具体的に地域、エリアとか都市を絞り込んで福岡、九州との経済連携の深化というものを、福岡貿易会とも、随時話をしながら進めていきたいと思えます。

メッセージですが、当会会員は、単なる物の出入りの貿易だけでなく、商社、物流、港湾関係、情報、金融など「人・物・金」に絡む全ての業種を包含していますので、そういうメンバーに対して局長のほうから一言ありましたらよろしくお願ひいたします。

それから、もうひとつアジアとの関係ですが、人材問題があります。

**谷 九州経済産業局長**

地域企業のアジアビジネス展開における課題である取引国との商習慣や文化、言葉などを理解し、その取引や海外事務所でのマネジメントが出来る優れた人材の確保について、九州とアジアを結ぶグローバルビジネス人材としての留学生に対する期待が高まっています。

やはり日本のこれからの経済成長、それから国民生活の向上のためには、アジアとの協働が不可欠です。もっとアジアとの経済関係の深化を図らなければならないと思えます。

平成19年度からスタートした事業で、留学生を日本の産業界で活躍する人材として育成する「アジア人材資金構想」事業を、九州でも展開しているところです。いかにアジアの優秀な人材を九州の中で取り込んでいくかは、非常に大きな課題だと思えます。それがひいては貿易の拡大、或いは双方の投資の拡大に繋がると思っています。

是非、九州が、どんどん新しい発想でアジアとの経済関係を深めていただきたいと思います。そういう面では会員の皆様にも、ぜひ従来以上に私もや関係機関等との情報交換と、それに基づく連携の強化をお願いしたい。それから、例えば環黄海地域で言いますと、韓国と日本などは、比較的似たような企業も多く、ライバル関係でもありますが、例えば韓国の企業と一緒に、中国或いはASEANの方に「物」を出していったらどうかと思えます。なかなか1企業単位で新しい仕組みというのは出来ないかもしれませんが、貿易会の中での会員間の連携によって、新たな形でのアジアとの連携の取り組みが考えられると思えます。国、県や市なりが応援することはもちろんですが、是非そういうアイデアや取り組みによって、FROM福岡・FROM九州でやっていただきたいと思います。

是非そういうことでも九州の官民あげて、具体的には是非、福岡の中小企業でのアジアの優秀な人材の活用が進んでいくような仕組み、支援策をみんなで考えていきたいと考えています。

また、九州をPRして、アジアの人にもどんどんわかってもらうような努力をするという地道な活動も重要であり、是非お願いしたいと思います。

**並田会長**

当会も、「貿易」を国際ビジネスという広い意味でとらえており、実際に、いわゆる人材派遣の関連の事業者にも入会いただいていますし、積極的に当会の重点項目として人材問題は強化していかないとイケないと思っております。

**並田会長**

本日は、本当にありがとうございました。

最後に、当会に対するご要望や会員の皆さんに対する



## トピックス

## 中国 労働契約法について

「中華人民共和国労働契約法」（以下「労働契約法」という）は2007年6月29日第10期全人代会議において採択され、今年2008年1月1日から施行され3ケ月経過した。従来の労働法は95年1月に施行されたが急ごしらえの域を出ず、中国各地で労働争議が頻発するようになり、現実にそぐわないとのことで、今回の労働契約法が施行されるに至ったことは衆知の通りである。

また、2008年1月1日新労働契約法が施行されるに当たって新法の大きな特徴の一つである「10年以上の従業員については長期雇用しなければならない」という施行を睨み、雇用期間の永い従業員を自主退職させ、新規に雇用しなおすという事例が2007年末、広東省他で発生し、新法の規定を回避する為の脱法行為と指摘され、関係部署が介入する労働問題として大騒ぎとなったことは耳に新しいことである。ただ、新法施行以降大きなトラブルが発生したという話は聞こえてこないが近々細則が交付されるとのことであり、具体的なことはそれ以降となると思われる。今年5月には「労働紛争調停仲裁法」が施行されるが、今年1月以降前年比仲裁件数が倍増していると言われていたが、5月以降は前年比数倍にふえることが予想される。

今後とも細則の内容、労働紛争事例、仲裁事例等の早期情報入手に努めていくが、新「労働契約法」の骨子・要約について記す。

- 1、労働契約法と従来の労働法は併存。
- 2、2008、1、1以降の中国労働者雇用は長期雇用、終身雇用が前提。
- 3、無期限労働契約を締結せざるを得ないケース。
  - 1) 同一職場に10年以上勤務、2) 定年まで10年未満、3) 連続2回期間限定の雇用契約を締結
- 4、雇用契約は雇用日から1ヶ月以内に速やかに締結。
  - 1) 雇用契約日から1ヶ月超1年未満の場合契約締結と月2倍の給与支給
  - 2) 労働契約を1年以上未締結な場合無期限契約とみなす等の罰則強化
  - 3) 雇用契約期間を何年にするか、慎重に検討必要。1年毎の契約更改であれば、あつという間に無期限契約締結となる。この為まず1年契約方式から、3年契約方式へ長期化した場合、試用期間は6ヶ月以下であり、人材の見極めに余裕ができる。
- 5、試用期間中に労働者を一方的に解雇すれば経済補償を要求される
  - 1) 労働契約法では正当な理由なくして解雇不可、解雇理由について労働者への説明義務を付加
- 6、人員削減時は社歴の浅い者から、「指名解雇」出来ず。
- 7、労働組合(工会)や従業員代表大会の組織されていないところは早急に構築する。
- 8、就業規則は工会や従業員代表大会で協議・討論し、事前合意を取り付けておく。
- 9、20人以上または全従業員の10%以上を削減する場合は、30日前に労働組合または従業員に説明。

※参考資料 ジェトロセンサー、MIZUHO CHINA REPORT、山九中国事業部レポートより一部抜粋。

## 「セミナー報告」

### ○食品輸入セミナー

- <日 時> 平成20年1月17日(木) 14:00～16:00  
 <ところ> 福岡商工会議所2F 第2研修室  
 <テーマ> 『我が国における食品添加物の規制』  
 『ポジティブリスト制度施行後の動向』  
 <講師> 福岡検疫所輸入食品相談指導室長 平井秀和氏  
 福岡検疫所食品監視課食品衛生専門官 大井実氏

#### 参加者のことばより

- \* 添加物に集中した説明会は初めてだったので詳しく知ることが出来て良かった。資料も良かった。ポジティブリストについては違反の事例について原因まで教えて頂いて分かり易かったと思う。輸入者が製造者に対して確認すべきポイントが分かって1部2部共に良かった。
- \* 今まで検疫所から様々な書類の提出を求められ、輸入者に苦情を言われ腹立たしく思っていたが、今回検査の目的や過去の事件の背景などがわかり検査の必要性が理解できたので良かった。また添付資料の種類・用途が大変参考になった。

### ○税関セミナー

- <日 時> 平成20年3月14日 14:30～16:30  
 <ところ> 福岡商工会議所2F 第2研修室  
 <テーマ> 『博多港貿易動向について』  
 『最近の税関行政について』  
 <講師> 門司税関博多税関支署 支署長 本宮唯文氏  
 門司税関博多税関支署通関総括部門統括審査官 金子聖彦氏



#### 参加者のことばより

- \* 大変分かり易い説明でした。通関手続きの特例措置に関しましてはコンプライアンス整備及びコンプライアンスに基づいて各事業者の選定・連携が強まって行くのだと感じました。
- \* AEO制度の概要について把握できた。特例措置を見当してコストダウン等に役立てたい。
- \* 旧制度と新制度の比較が容易に理解できる資料が良かったので今後も同様をお願いしたい。

### ○ブラジル経済セミナー

- <日 時> 平成20年3月18日(火) 14:00～16:00  
 <ところ> 福岡商工会議所2F 第2研修室  
 <テーマ> ブラジルビジネスを知る～自動車、エタノールなど主要産業動向を中心に～  
 <講師> 日本貿易振興機構(ジェトロ)海外調査部中南米課課長代理 二宮康史氏

#### 参加者のことばより

- \* 現在のブラジル経済、マーケット、日系企業進出の状況が具体的に分かったので良かったと思う。二宮講師の講話も体験談などを盛り込んでおられ耳に入りやすく分かり易かった。
- \* 普段入手が難しい情報を得ることが出来た。
- \* ブラジルへのビジネス参入の可能性が見えたのではないかと思います。





## ☆カナダ政府通商事務所との懇談会

日 時:平成20年2月15日(金)18:30~21:00

場 所:博多華味鳥(福岡市博多区)

交流懇談事業の一環として外国公館等との交流会を開催しており、タイ貿易センター福岡、台湾貿易センター、韓国貿易センターに引き続きカナダ政府通商事務所との懇談会を開催いたしました。参加者は、カナダ側3名、当会会員9名で、まず、植村通商代表よりカナダの最新事情等のブリーフィングをいただき、次に意見交換を行い、和やかな雰囲気の中交流を深めることができました。

[次回は、駐福岡オーストラリア総領事館などとの懇談会を計画していますので、皆様のご参加をお待ちしています。]

報告

## ☆第52回福貿会ゴルフコンペ

日 時:平成20年4月8日(火)9:33スタート

場 所:芥屋ゴルフ倶楽部

桜咲く絶好のゴルフ日和の中、33名(9組)にご参加いただき、会員相互の親睦を深めることができました。  
[当会ゴルフコンペは、年2回(春、秋)に開催していますので、皆様の参加をお待ちしています]

なお、秋のゴルフコンペは、50周年記念事業と位置づけたいと考えておりますので、是非参加して頂き、交流を深めて頂きたいと思っております。



並田会長より優勝杯を受ける山際氏(右)



## 編集後記

／事務局長 野 忠雄

発行時期が遅くなり申し訳ありませんが、今回の福貿ニュースは、いかがでしたでしょうか。会員の皆様のご意見・ご感想をお待ちしております。

さて、今年は、**当会設立50周年**です。昨年から50周年記念事業の検討を重ねて概ねの方向性を出しています。5月22日開催の総会で今年度事業と併せて皆様方におはかりしました。50周年記念事業の成立へ向け、会員の皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

発行・編集/ 社団法人 福岡貿易会  
デザイン・印刷/ (株)西日本高速印刷

福岡貿易会事務所  
〒812-8505  
福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号  
福岡商工会議所ビル7F  
TEL:(092)452-0707 FAX:(092)452-0700  
E-MAIL:info@fukuoka-fta.or.jp  
ホームページ <http://www.fukuoka-fta.or.jp/>

平成20年度(社)福岡貿易会 年間スケジュール

項目/時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議		総会・理事会 5月22日 常任理事会 5月16日		常任理事会		常任理事会	常任理事会	常任理事会	常任理事会	常任理事会	常任理事会	3月理事会 常任理事会
50周年記念事業						海外招繋団派遣(南米)	10月中旬ゴルフ交流会		記念式典 記念講演 交流会 ※12月10日(水)	記念誌発行	海外招繋団派遣(東南アジア)	
交流会	4月8日 ゴルフコンペ	全島交流会 5月22日	外国公館等との懇談会		外国公館等との懇談会				外国公館等との懇談会			
研修会・セミナー		新人・新任貿易業務セミナー 実務2日+施設見学1日		国際法務セミナー(全2回) 英文総論セミナー(全2回)		海上保険セミナー(基礎1+上級1)	食品輸入セミナー	輸出入金融セミナー(基礎2+上級1)		貿易実務フォローアップセミナー	貿易保険セミナー	税関セミナー
貿易相談												
広報・情報提供												

夜間コース

中国語会話(初心者4回)  
基本 19:00~20:30  
\*中国語  
初心者... 全くゼロからピン音習得  
初級... ピン音習得~経験1年  
中級... 初級講座修了者あるいは経験1年以上

中国語会話(初級者向け基礎4+ビジネス4)  
ゲストスピーカー1  
貿易実務講座(初級2回)  
貿易実務講座(中級4回)  
貿易実務講座(上級4回)  
貿易実務講座(経験1年以上 TOEIC700程度)

ビジネス中国語会話 I (中級以上6回) ゲストスピーカー1 貿易実務講座  
ビジネス中国語会話 II (中級以上6回) ゲストスピーカー1 貿易実務講座

貿易英語講座(初級4回) 貿易実務講座  
貿易英語講座(中級4回) 貿易実務講座

\*英語  
初級... ビジネス英語初心者  
中級... 貿易英語実務経験1年以上  
上級... 中級講座修了者あるいは貿易実務経験1年以上

相談日 ①一般貿易相談: 毎月曜日・水曜日(第3を除く) ②中国ビジネス相談: 毎月第1・第3火曜日 ※予約制

☆ 会員広報誌「福岡ニュース」 年6回 発行  
☆ FAXニュース 随時  
☆ 福岡貿易会ホームページ 随時